

大学等における修学の支援に関する法律による 授業料等減免の対象者の認定に関する申請書及び入学料免除願

年 月 日

山口大学長 殿

私は、貴学に対し、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者としての認定を申請します。

申請にあたって、私は以下の事項を確認し、理解しています。

- ◆ この申請書の記載事項は事実と相違ありません。なお、申請書の記載事項に事実と相違があった場合、認定を取り消され、減免を打ち切られることがあるとともに、在学する学校から減免を受けた金額の支払を求められることがありますを承知しています。
- ◆ 授業料等減免の対象者の認定手続きにおいて、独立行政法人日本学生支援機構（以下、「機構」という。）を通じ、山口大学が機構の保有する私の給付型奨学金に関する情報の送付を受けること、及び機構が山口大学の保有する私の授業料等減免等に関する情報の送付を受けることに同意します。
- ◆ 現在、他の学校において、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免を受けておらず、当該授業料等減免の対象者の認定申請中でもありません。

※以下のすべての項目を申請者本人が記入してください。（＊を附した項目については、該当者のみ記入すること。）

申請者	フリガナ			
	氏名	入学年月 年 月 入学		
	生年月日	(西暦) 年 月 日生 (歳)		
	現住所	〒 都道府県	市区町村	
	所属学部・学科等			学籍番号 (受験番号)
	学年	昼間・夜間・通信の別		昼 (昼夜開講を含む)
	本学に編入学又は転学して来た	はい ・ いいえ		
	過去に本制度の支援を受けた学校名、期間(＊)	(学校名)	(期間/月数) 年 月～ 年 月／ 月	
	過去に本制度の入学金減免を受けたことがありますか。	ある ・ ない		
機構の給付型奨学金に関する情報				
<ul style="list-style-type: none">・いずれかの□に✓印を付け、右欄に該当する番号を記載してください。・予約採用(※)の採用候補者は、機関からの通知のコピーを添付すること				
<input type="checkbox"/> 予約採用の申込を行った者 【給付型奨学金の申込の受付番号(採用候補者となつていれば登録番号、給付奨学生となつていれば奨学生番号)】				
<input type="checkbox"/> 在学採用の申込を行った者 【給付型奨学金の申込の受付番号】	※入学後、給付型奨学金の申込みを行ってください。			

※在学している高等学校等で機関に給付型奨学金の申込みをした方(貸与奨学金は対象外です)

申請書の作成にあたっての注意事項

- イ 大学等における修学の支援に関する法律による修学支援は、授業料等減免と給付型奨学生により行うこととしております。このため、機構に給付型奨学生の申込みをする必要があります。
なお、給付型奨学生と授業料等減免の認定の要件は同一であるため、給付奨学生に申し込んだ結果、認定を受けることができなかった（給付奨学生として採用されなかった）場合は、同じ期間、授業料等減免の支援についても受けすることはできません。
- ロ 給付型奨学生に未申請のため、「機構の給付型奨学生に関する情報」の欄を記入することができない場合は、直近の給付型奨学生の申請期間内に申請を行い、速やかにその旨を本学に申し出てください。
- ハ 「機構の給付型奨学生に関する情報」の欄について、予約採用における採用候補者は、採用候補者決定通知の受付番号を記入するとともに、採用候補者決定通知のコピーを必ず添付してください。
- 二 過去に、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の支援を受けたことがある場合には、当該期間の月数を申告してください。
- ホ 入学年月について、編入学又は転学等により入学した場合は、その年月を記入してください。専攻科に在学している場合は、専攻科に入学した年月を記入してください。
- ヘ 申請書に記載された内容及び提出された書類の情報は、授業料等減免の認定及び本学が実施する経済支援のために利用します。また、今後の授業料等減免制度の検討のため、統計資料の作成に利用する場合がありますが、作成に際しては個人が特定できないように処理します。
- ト 申請にあたっては、学校から配付される冊子等をよく読み、本制度について理解したうえで行ってください。特に、次のことについて留意してください。
① 卒業まで自動的に授業料等減免を受けられるわけではなく、半年ごとに継続願を提出する等、必要な手続きがあること
② 定期的に実施される収入・資産額等の判定により、支援額が変更となったり、支援が停止する場合があること
③ 定期的に実施される学業成績の判定により、支援が打ち切りとなったり、支援が遡って取り消される（減免が取り消されて授業料の支払いが必要となる）場合があること
④ 本制度による授業料等減免又は給付型奨学生のいずれか一方でも受ける場合、日本学生支援機構の第一種奨学生（無利子）の利用にあたって当該奨学生の貸与上限額が変更されること
※ 貸与上限額の詳細は日本学生支援機構のホームページや資料に記載しています。